

企業経営の羅針盤・かかわる人の転ばぬ先の杖を目指し、真の成功を共に追求し続けます。

月刊 岩田会計 第52号

平成23年5月1日

税理士 岩田英人

平素はお世話になり誠にありがとうございます。

4月30日には今回の震災支援の一環でフリーマーケットに参加してきました。

他のブースでも同様の出店者たちは多く見受けられました。

一丸となって復興支援をしている一体感を感じました。

一過性のものではなく長期的な視野で支援を続けていかないとはいけませんね。



【平成23年5月号】税務調査

税務調査は個人でも法人でもどの会社でもあります。

我々が申告書への書面添付というものをしていると我々への事前の聴取だけで税務調査へ移行しない場合もあります。

赤字企業だと調査が来ないですよ？とよく聞かれます。

いろんな風評がありますが、結論から言うと赤字企業でも税務調査はあります。というのは売上が漏れていたり、経費にならないものが経費になっていたりすれば、調査によって当然その分の利益が増えることになります。

それでも赤字であれば法人税等はおかかりませんが、消費税等はかかってきます。また、通勤手当や食事代などは規定通りの処理をしていれば問題ありませんが、そうでない場合、一般的には給与として所得税の源泉徴収の対象になってしまいます。また源泉徴収の対象になる外注費等の支払いにも要注意です。

さらには領収書や契約書への印紙税のチェックも厳しくなっています。

常日頃からきちんとした経理処理・税務判断をしたうえで月次決算を行い、我々税理士とコミュニケーションをしっかりと取っていれば税務調査は何も怖くありません。後ろめたいことがあるから税務調査を必要以上に怖がることになりません。

後になって多額の追徴税額を支払って信用を損ない、精神的なダメージを負うよりは正々堂々と経営計画を实践し、適正な申告・納税をしたうえで、ちょっとやさっとじゃ揺らがない強い体質の会社を創造していきたいものです。

岩田会計事務所は経営理念策定・経営計画策定・経営計画遂行支援に力を入れて取り組んでおります。ご依頼はもちろんのことご紹介いただけるお客様が見えでしたらいつでもお声掛けください。